

一宮市浸水対策施設設置補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市浸水対策施設設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 要綱第3条第1項に規定する補助金の交付の対象となる浸水対策施設は、次のものについても補助の対象とする。

- (1) 一宮市住宅事業等に関する指導要綱第2条に規定する適用範囲に該当し、建築された集団又は集合住宅が個人の所有となった後、申請者（所有者）が設置するもの
- (2) 一宮市が別に定めた基準以外ですでにあるものを雨水貯留施設又は雨水浸透施設に作り変えようとするもの
- (3) 雨水貯留施設の給水設備において、貯留した雨水を水洗便所の流し水に利用するもの

2 要綱第3条第2項第8号に規定する市長が補助金の交付を不相当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 敷地内に降った雨水を貯留又は浸透する槽として、新たに購入するドラム缶、リサイクル品を含む樽、桶等を設置するもの
- (2) 補助の対象となる浸水対策施設を設置した後に申請したもの
- (3) 地上型の雨水貯留施設における架台、ポンプ、ホースリール等の任意的な付属品
- (4) 防水板施設の浸水防止効果が期待できない構造のもの
- (5) 防水板施設の設置場所以外から宅地等へ浸水することが明らかなもの

(申請書類)

第3条 要綱第5条第1号第1項に規定する案内図は、原則として、縮尺2,500分1の都市計画基本図に、設置場所を赤色で表示したものとする。

2 要綱第5条第1号第2項から第4項までに掲げる書類の基準は、次のとおりとする。

(1) 配置平面図

ア 雨水貯留施設の場合 集水起点となる縦樋、雨水貯留槽、浄化槽転用の場合は、水栓、ポンプ、電源の位置並びに管の径・延長等が明記されたものとする。

イ 雨水浸透施設の場合 集水起点となる縦樋、浸透柵、透水性舗装の位置、集水管の径・経路並びに舗装面積等が明記されたものとする。

ウ 防水板施設の場合 防水板施設を設置する位置が明記されており、設置場所以外から浸水することがないことが確認できるものとする。

(2) 断面図

- ア 雨水貯留施設の場合 浄化槽及び雨水貯留槽のカタログに記載されているものでも可とする。
- イ 雨水浸透施設の場合 断面図は、要綱第2条関係別表第3、4に記載されている図を標準とする。
- ウ 防水板施設の場合 防水板施設を設置する箇所における断面で、過去の浸水実績があれば、浸水深を明記するものとする。

(3) 構造図

- ア 雨水貯留施設の場合 浄化槽転用貯留槽又は雨水貯留槽（地下型）を設置するときの使用ポンプ及び雨水貯留槽等の説明図でも可とする。
- イ 雨水浸透施設の場合 設置する浸透柵、透水性舗装等の説明図でも可とする。
- ウ 防水板施設の場合 市販の防水板は製品カタログでも可とするが、それ以外の防水板は、材質、構造等の詳細を明記するものとする。

(4) 見積書

- ア 雨水貯留施設の場合 一宮市が指定する工事見積書（別記様式1）とする。ただし、やむを得ない場合は任意様式でも可とする。
- イ 雨水浸透施設の場合 一宮市が指定する工事見積書（別記様式2）とする。ただし、やむを得ない場合は任意様式でも可とする。
- ウ 防水板施設の場合 様式は任意とするが、工種ごとに材料費、工事費等を明記するものとする。

(5) 浸水対策施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）

色彩はカラーを標準とし、撮影日が入っていないものとする。写真には、原則として建物の一部が写っているものとする。防水板施設の場合は、設置場所以外から浸水することがない状況が写っているものとする。

また、提出写真は、原則としてA4版縦に貼布整理し、その横（下）に説明及び撮影日を記入する。市販の写真台帳の利用も可とする。

（変更承認申請に添付すべき書類）

第4条 要綱第7条第1項に規定する変更承認申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事図面

変更前並びに変更後の工事図面とする。

(2) 見積書

- ア 雨水貯留施設・雨水浸透施設の場合 一宮市が指定する工事見積書に、変更前並びに変更後を明記したもの。ただし、やむを得ない場合は任意様式でも可とする。

イ 防水板施設の場合 様式は任意とするが、変更前並びに変更後を明記したもの。

(3) その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類

ア 雨水貯留施設の場合 使用ポンプ並びに雨水貯留槽の種別、機種等を変更したときのカタログ等とする。

イ 雨水浸透施設の場合 変更する浸透施設の種別、機種等が確認できる前後のカタログ等とする。

ウ 防水板施設の場合 防水板の材質、構造等を変更したときのカタログ等とする。

(完了報告)

第5条 要綱第8条第1項に規定する工事完了配置平面図並びに工事着工から完了までの写真の基準は、次のとおりとする。

(1) 工事完了配置平面図

ア 雨水貯留施設の場合 工事完了後における集水起点となる縦樋、雨水貯留槽、浄化槽転用貯留槽の場合は、水栓、ポンプ、電源の位置並びに管の径・延長等が明記されたものとする。

イ 雨水浸透施設の場合 工事完了後における集水起点となる縦樋、浸透柵、透水性舗装の位置並びに集水管の径・経路及び舗装面積等が明記されたものとする。

ウ 防水板施設の場合 工事完了後における防水板施設の位置が明記されており、設置場所以外から浸水することがないことが確認できるものとする。

(2) 工事着工から完了までの写真

ア 雨水貯留施設・雨水浸透施設の場合 一宮市が別に定める工事写真撮影要領に従って工事着工から完了までを撮影したもの

イ 防水板施設の場合 着工前写真から、使用材料写真、各工程の作業写真、完了写真までを撮影したものとする。

2 要綱第8条第2項に規定する表示板は、雨水貯留施設は排水設備の水栓等に、浸透柵は集水縦樋に、透水性舗装は舗装表面に、防水板は板面に掲示するものとする。

付則

(施行)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 一宮市雨水貯留施設設置補助金交付要領

(2) 一宮市雨水浸透施設設置補助金交付要領

(3) 一宮市防水板施設設置補助金交付要領

(経過措置)

3 この要領の規定にかかわらず、この要領の施行日前に提出された案件については、従前の例による。